

令和7年度 競争参加資格審査申請書の提出及び記載要領 (測量・建設コンサルタント等契約)

令和7年2月21日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

測量・建設コンサルタント等の業者で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）において行う競争契約に参加する資格を得ようとする者は、この要領によって資格審査申請書を提出してください。この申請による有資格者の資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。（随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和9年3月31日までとなります。）

なお、令和7・8年度の農林水産省大臣官房参事官（経理）の競争参加資格（令和7年3月31日まで有効）を有する者は、これに基づく申請の必要はありません。

○申請書に記載された個人情報に関する取り扱いについて

この申請により当機構が取得する情報で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に定める個人情報が含まれている場合には、その情報について、この事務以外での利用、又は提供を行うことはありません。

1 申請の時期及び申請書の提出場所

- 申請時期：① 郵送の場合 令和7年2月21日から令和7年3月21日（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）してください。
- ② 持参の場合 令和7年2月21日から令和7年3月21日までの間に持参してください。
- ③ 上記期限後の申請についても随時に受け付けることとしていますが、資格の付与が希望の入札に間に合わないことがあります。

提出場所：〒305-8642 茨城県つくば市観音台 2-1-12

農研機構本部管理本部総務部会計課調達チーム 電話 029-838-6400

2 提出書類（提出部数各 1 部）

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- (2) 測量等実績調書
- (3) 技術者経歴書
- (4) 営業所一覧表

※様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載して下さい。なお、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。このときには、様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記して下さい。

- (5) 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）の写し

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。（履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書）

- (6) 登録証明書等（登録を受けている場合）の写し

登録証明書とは、登録官署が発行する証明書をいいます（（注）の①～②までを参照）。なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

- (7) 財務諸表類（法人の場合）

又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

財務諸表類とは、申請者が自ら作成している直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表です。また、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書とは、確定申告書等財務諸表類に類する書類です。

※適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。（必ず組合員全員ではなく、申請者が希望する資格を付与するに足りる組合員分で結構です）

- (8) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3。以下同じ。）の写し

- (9) 委任状（契約等の権限を支店、営業所等へ委任する者のみ）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（正本を提出すること）。

- (10) 返信用封筒（資格審査結果通知書の送付先が書かれたもの）

(注)

- ① 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 7 条、地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 7 条又は補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書（一式）の写しを提出しようとするときであって、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、上記 2（2）から（7）までに掲げる書類の貼付を省略することができます。
- ② 上記 2（5）及び（7）までに掲げる書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。
- ③ 提出書類はできるだけ A 4 判の用紙を用い、かつ鮮明なものを提出してください。
- ④ 上記の提出書類は、番号順に整理の上、上記 1 の提出場所へ提出してください。
- ⑤ 後日、資格審査結果通知書等を送付しますので、返信用封筒も必ず提出してください。
- ⑥ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、提出日から 3 ヶ月前までのものを有効とします。
- ⑦ 添付書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可とします。
- ⑧ 提出する書類はホッチキスやファイルなどで綴じないこと。

3 提出書類の記載要領

- （1） 提出書類に使用する言語は、日本語を用い、ボールペン又は万年筆等（鉛筆や赤色は不可）を用いて楷書で明瞭に記載してください。なお、ゴム印を利用できる箇所は使用して差し支えありません。また、E x c e l の様式を用いて作成することも可能です。
- （2） 記載事項の基準日は、申請日の属する年の 1 月 1 日とします。ただし、随時受付の基準日は申請日の直前の日とします。なお、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします。（仮決算は認めておりません。）また、金額は千円単位（百円以下を四捨五入）で記入してください。
- （3） 様式上押印を求めています。代表者印及び申請代理人印の押印は不要です。

- (4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）は、本社（店）で作成してください。従って、申請者は本社（店）の代表者となります。
- (5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式1）の作成方法は、次のとおりです。
- ① 様式上、「※」に該当する項目については、記載しない。
 - ② 「02 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付すこと。なお、（1 新規）とは当機構に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（平成31・32年度（令和元・2年度）競争参加資格審査）の申請を行っていない場合をいう。
 - ③ 「07 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
 - ④ 「10 本社（店）住所」から「17 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
 - (ア) フリガナの欄は、カタカナで記載すること。なお、「10 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「11 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
 - (イ) 「10 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。
 - (ウ) 「11 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(合)	(責)
種類	経常建設共同企業体	一般財団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人					
略号	(共)	(一財)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)					

- (エ) 「12 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間

は1文字あけること。なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

- (オ) 「14 本社(店)電話番号」、「15 担当者電話番号」(必要があれば内線番号)欄及び「16 本社(店)FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、() は用いないこと。
- (カ) 「17 メールアドレス」欄については、農研機構からの種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。
- ⑤ 「18 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
 - (ア) 測量業者
測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録を受けている場合。
 - (イ) 建築士事務所
建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている場合。
 - (ウ) 建設コンサルタント
建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合。
 - (エ) 地質調査業者
地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合。
 - (オ) 補償コンサルタント
補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合。
 - (カ) 不動産鑑定業者
不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合。
 - (キ) 土地家屋調査士
土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する)。
 - (ク) 司法書士
司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合。
 - (ケ) 計量証明事業者
計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合。
 - (コ) その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。

- ⑥ 「19 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。
- (ア) 「① 競争参加資格希望業種区分」欄には、農研機構が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）を記載する。
- (イ) 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。
- 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。
- (ウ) 「⑤ 申請を希望する機関」欄については、記載不要とする。
- ⑦ 「20 有資格者数」欄については、当該職員数を記載する。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。
- ⑧ 「21 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	廃棄物	12	造園
13	都市計画及び地方計画	14	地質	15	土質及び基礎
16	鋼構造物及びコンクリート	17	トンネル	18	施工計画、施工設備及び積算

補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務					
番 号	登 録 部 門	番 号	登 録 部 門	番 号	登 録 部 門
1 9	建設環境	2 0	機械	2 1	電気・電子
2 2	土地調査	2 3	土地評価	2 4	物件
2 5	機械工作物	2 6	営業補償・特殊補償	2 7	事業損失
2 8	補償関連				

- ⑨ 「22 自己資本額」の各欄については、次により記載する。
- (ア) 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。
- (イ) 「②評価・換算差額等」欄には、その他の有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。
- (ウ) 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。
- (エ) 個人にあっては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。
- ⑩ 「23 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- ⑪ 「24 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- ⑫ 「25 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。
- ⑬ 「26 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1,2,3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- ⑭ 「27 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- ⑮ 「28 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日

の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

(6) 添付書類の作成方法は次のとおりです。

① 測量等実績調書、技術者経歴書及び営業所一覧表

これらの様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

② 登記簿謄本

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。）の謄本をいい、法人が提出する。（2の（注）の①～③までを参照）

③ 登録証明書等

登録証明書等とは、登録官署が発行する証明書をいう。（2の（注）の①～③までを参照）
なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

④ 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

⑤ 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出すること。

様 式	証 明 の 内 容	個 人	法 人
国税通則法施行規則別紙第9号 書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号 書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号 書式その3	未納の税額（申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出すること。「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

- (7) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、①、②、③及び④の書類の添付を省略することができる。（2の（注）の①及び②を参照）
- (8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法
- ① 申請書の「10 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
 - ② 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
 - ③ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
 - ④ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。
- (9) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に限られます。

4 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の（1）から（5）までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品製造等）に必要な事項を記載の上、次の添付資料を添えて申請書を提出した場所へ届け出てください。

- (1) 本社（店）住所（※1）
- (2) 商号又は名称（※2）
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名（※3）
- (4) 競争参加を希望する地域、営業所、希望する資格の種類（※4）
- (5) 電話番号及びFAX番号若しくはメールアドレス、営業品目

<添付資料>

資格確認通知書（写）及び下記に記載するものを添付してください。

○※1、※2及び※3については、登記簿謄本（写）

法人の場合：登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し限るものとし、個人の場合：住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し）とする。

○※4において、「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表（写）と申請書様式の「設備の額」及び「主要の設備の規模」欄と同様の記載をした適宜様式とする。

5 国の有資格者の特例

農林水産省大臣官房参事官（経理）における測量・建設コンサルタント等契約に係る競争契約の参加資格を取得した者は、農研機構における有資格者とみなしますので、これに該当する者は申請の必要はありません。なお、地方農政局及び林野庁（国有林野事業特別会計に限る。）の機関では、この方法によることができません。

6 新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例

申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、上記2（8）（記載要領：上記3（6）⑤）に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとします。

7 その他

- （1）今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
- （2）令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請

を行うことができます。

- (3) 更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格を取り消す場合があります。

参考

業種別区分表

測量・建設コンサルタント等契約

業 種 の 区 分		内 容
1	測量	測量法第3条に規定する測量業務
2	土地家屋調査	土地家屋調査士法第3条に規定する土地家屋調査業務
3	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
4	建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5	計量証明	計量法第2条に規定する計量証明業務
6	地質調査	地質調査業者登録規程第2条に規定する地質調査業務
7	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条に規定する補償コンサルタント業務
8	その他	その他の業務